㈦　資格審査結果通知書送付に使用する返信用封筒（定型郵便物仕様で郵便切手貼付、送付先記載のこと。）

［注］

申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって㈡及び㈱に掲げる書類並びに�particle及び㈠に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。

イ　測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）第55条の５第１項の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。）

測量法第55条の８に規定する書類の写し

ロ　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

ハ　地質調査登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

ニ　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

⑷　申請書等の作成に用いる言語等

イ　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

ロ　添付書類のうち金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

４　競争に参加することができない者

⑴　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者

⑵　次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）

イ　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ハ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

ホ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

ヘ　一般競争参加資格審査申請書及び添付書類の資格決定に関する重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑶　建設工事に係る競争については、次の各号の一に該当する者

イ　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（定期の一般競争参加資格の審査の申請にあっては告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第一の一の２に規定する審査基準日が平成30年10月29日より後のもの、随時の一般競争参加資格の審査の申請にあっては告示第一の一の２に規定する審査基準日が申請をする日の１年７月前の日以後のもの。）を受けていない者

ロ　イに記載する審査を受けている者のうち、３⑵に掲げる方法によって申請を行う場合において、建設業法施行規則第21条の４に規定する総合評定値通知を受けていない者

⑷　測量・建設コンサルタント等に係る競争については、営業に関し法律上必要な資格を有しない者

５　競争参加者の資格及びその審査

⑴　建設工事については、総合評定値通知書の総合評点を付与数値とする。

⑵　測量・建設コンサルタント等については、３⑵に示す窓口において閲覧に供する付与数値表の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行うものとする。

⑶　競争に参加できる者の資格は、上記⑴又は⑵により付与された数値を、別記の区分⑴に基づいて格付けをする。

６　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知（郵送）する。

７　資格の有効期間及び更新手続

⑴　競争参加資格の有効期間は、令和３年４月１日から令和５年３月31日までとする。ただし、随時の申請の場合は、資格を付与された日から令和５年３月31日までとする。

⑵　有効期間の更新手続　上記⑴の有効期間の更新を希望する者は、令和４年度中に令和５・６年度の資格審査の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

８　競争参加資格を有する者の名簿の公表

独立行政法人国立印刷局ホームページにより公表する。

９　その他

同一業種内での経常建設共同企業体の登録申請及びその構成員が単体企業として行う登録申請については、同時登録を認めない（経常建設共同企業体として登録を希望しない業種については、各単体企業としての登録は可能。）。

10　新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格審査の特例

⑴　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月29日から令和２年６月30日までの間に終了するものについての令和３年３月31日までの間における４⑶イの規定の適用については、４⑶イ中「申請をする日の１年７月前の日」とあるのは、「平成30年10月29日」とする。

⑵　申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第25号）に基づく特例猶予をいう。以下同じ。）の適用を受けたため、３⑶イ㈡又は３⑶ロ㈡に掲げる納税証明書その３等又はその写しを提出できない場合は、当該書類に代えて、猶予制度の適用を受けていることを示す書類の写しを申請書に添付するものとする。

別記　業種別等級区分及び予定価格の範囲

〔掲載順序　業種の区分　⑴付与数値：等級　⑵等級：予定価格の範囲〕

１　建設工事（総合建設工事）

⑴　1,250以上　　：A
　1,100以上　1,250未満：B
　850以上　1,100未満：C
　850未満　　：D

⑵　A：72,000万円以上
　B：30,000万円以上　72,000万円未満
　C：6,000万円以上　30,000万円未満
　D：6,000万円未満

２　建設工事（総合建設工事以外の工事）

⑴　900以上　　：A
　700以上　900未満：B
　700未満　　：C

⑵　A：1,500万円以上
　B：500万円以上　1,500万円未満
　C：500万円未満

３　測量・建設コンサルタント等

⑴　145以上　　：A
　85以上　145未満：B
　30以上　85未満：C

⑵　A：1,000万円以上
　B：350万円以上　1,000万円未満
　C：350万円未満